

令和 7 年嵐山町農業委員会 第 8 回総会議事録

1. 開催日時

令和 7 年 7 月 2 5 日（金）午前 1 0 時 3 0 分～午前 1 1 時 0 0 分

2. 開催場所

嵐山町役場 町民ホール

3. 出席委員（出席者 8 名）

第 1 番 内田 久子 第 3 番 杉田 哲 第 4 番 杉田 健一 第 5 番 安藤 紀子

第 6 番 番場 邦男 第 7 番 金井 敏隆 第 8 番 青木 美恵子

4. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報告第 4 号 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人
の報告について

日程第 5 議案第 2 4 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 6 議案第 2 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

5. 農業委員会事務局職員

事務局 長 中村 寧

事務局 次長 内田 雅幸

主 事 高田 遼太郎

議長 (総会招集あいさつ)

議長 それでは、総会を始めたいと思います。

ただいまの出席委員は 8 名であります。

嵐山町農業委員会 会議規則第 6 条の規定による、
定足数に達しております。

議長 よって、令和 7 年嵐山町農業委員会第 8 回総会は成
立しました。

これより開会します。

議長 日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

議席番号 第 5 安藤 紀子 委員

議席番号 第 6 番場 邦男 委員

議席番号 第 7 金井 敏隆 委員

議長 以上、3 委員を指名します。

議長

日程第2 会期の決定を議題とします。

会期は、本日一日限りとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日限りと決定しました。

議長

日程第3 諸般の報告をします。

初めに、農業委員会第8回総会に提出されました議案について、報告します。報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について1件、議案第24号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について1件、議案第25号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について1件、合計3件です。

議長

次に、提出議案一覧表及び議事日程は、すでにお手元

議長	に配付しておりますので、ご了承願います。
議長	以上で、報告を終わります。
議長	続きまして、日程第4 報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について、説明いたします。
事務局	農地所有適格法人は、事業年度終了後3ヶ月以内に事業の状況等の報告を農業委員会を行うことを義務づけられております。
事務局	嵐山町内に農地の所有又は賃借し、耕作して事業を展開している法人は嵐山町内の「農事組合法人らんざん営農」、熊谷市の「農事組合法人小原営農」、ときが

事務局	わ町の「農事組合法人ときがわ」の3つがあります。
事務局	農地を所有できる法人の要件として、1.法人要件、 2.事業要件、3.議決権要件、4.業務執行役員要件、 以上の4つの要件を満たすことを審査します。
事務局	まず、「農事組合法人らんざん営農」について、報告いたします。
事務局	1.法人要件は、農事組合法人です。
事務局	2.事業要件は、米・小麦・大豆の生産、農作業を受託しております。
事務局	3.議決権要件は、法人の行う農業に常時従事する者で、議決権者は△△人、議決権の割合は100%です。
事務局	4.業務執行役員要件は、△△△日です。

事務局 以上、4つの要件を「農事組合法人らんざん営農」
は満たしております。

事務局 続きまして、「農事組合法人ときがわ」について、
報告いたします。

事務局 1. 法人要件は、農事組合法人です。

事務局 2. 事業要件は、米・小麦・大豆・露地野菜の生産を
しております。

事務局 3. 議決権要件は、法人の行う農業に常時従事する者
で、議決権者は△人、議決権の割合は100%です。

事務局 4. 業務執行役員要件は、△△△日です。

事務局 以上、4つの要件を「農事組合法人ときがわ」は満
たしております。

事務局	続きまして、「農事組合法人小原営農」について、報告いたします。
事務局	1. 法人要件は、農事組合法人です。
事務局	2. 事業要件は、米・麦・大豆の生産、菜種油の販売をしております。
事務局	3. 議決権要件は、法人の行う農業に常時従事する者で、議決権者は△△人、議決権の割合は100%です。
事務局	4. 業務執行役員要件は、△△△日です。
事務局	以上、4つの要件を「農事組合法人小原営農」は満たしております。
事務局	なお、報告第4号については、法人要件を満たすことを確認する案件であり、その内容を審議するものではありませんので、申し添えてご報告申し上げます。

事務局	以上です。
議長	ありがとうございました。この件につきましては、 報告事項であるため、ご了承願います。
議長	続きまして、日程第5 議案第24号 農地法第3 条第1項の規定による許可申請についての件を議題 とします。本案について、事務局から説明をお願いし ます。
事務局	議案第24号 農地法第3条第1項の規定による 許可申請について、説明いたします。
事務局	申請地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇△△番外△ 筆、地目：畑、田、総面積：3,567㎡です。
事務局	譲受人は、比企郡小川町大字〇〇△△番地△ 氏名A氏です。

事務局	譲渡人は、比企郡小川町大字〇〇〇△△番地△氏名 B 氏です。
事務局	申請理由は、土地の譲渡、権利関係は、所有権移転です。
事務局	当申請については、菜園の規模の拡大を図るため、譲受人である氏名 A 氏が、叔父である氏名 B 氏より譲り受けるものでございます。なお、居住地である小川町でも2反弱の畑を耕作しており、小川町農業委員会からの農家証明も添付されております。
事務局	それでは、3 条の許可要件に沿って説明をさせていただきます。
事務局	全部効率利用要件：小川町で所有している農地については全て耕作されており、今般の申請地においても営農計画書のとおり、農業に従事すると思われるので、問題ないと思われます。

事務局 農業常時従事要件：営農計画書のとおり、年間１５
０日程度、農業に従事していると記載されております
ので、問題ないと思われます。

事務局 地域との調和要件：地域計画の達成や周辺農地の集
団化、農作業の効率化には支障はないと思われ、周辺
の農家と協力し、管理していく旨の記載もされている
ため、問題ないと思われます。

事務局 また、田んぼについては、以前より耕作をしていた
氏名Ｃ氏とともに水稻栽培をしていくとのことで、氏
名Ｃ氏より田植えに必要な農機具の一部を借り、有機
栽培の技術や知識等は指導をいただきながら、作付け
をしていくとのことでございます。

事務局 これらの点も踏まえ、３条許可に必要な要件は満た
していると思われます。以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行います。

議長

どうぞ。

(質疑なし)

議長

質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、現地調査をしておりますので、その報告を第3班瀬山委員、お願いします。

瀬山委員

議案第24号について、調査報告をいたします。

7月17日の農地調査会にて、申請地を調査してまいりました。周辺農地に影響はなく、許可妥当と判断いたします。以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、議案第24号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について採決します。

議長 本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手 全員

議長 よって、議案第 2 4 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、許可することに決定しました。

議長 続きまして、日程第 6 議案第 2 5 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 2 5 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、説明いたします。

事務局 申請地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇△△△番の

事務局 一部、地目：畑、面積：326㎡の内26.44㎡です。

事務局 申請人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△番地△氏名D氏です。

事務局 転用目的は、自己用住宅用地です。

事務局 申請者は現在、〇〇△△△番地△の土地に建築した自己用住宅にて暮らしておりますが、△△△番の土地で息子が住宅の建築を決め、測量をした際に、△△△番地△の建築物が△△△番の土地との境界を越境していることが分かり、農地法に違反していることが分かりました。申請者は当時、どちらの土地も自己所有であったこともあり、土地の境界杭等をはっきりさせないまま、建築を始めてしまったことが今回の問題を招いてしまった原因と話しており、早急に違反状態を解消するため、今般の申請に至ったとのことでした。

事務局	それでは、埼玉県知事に進達する意見書の許可基準に沿った、説明をさせていただきます。
事務局	工事計画：許可日から令和7年9月30日までです。
事務局	農地区分：当該農地は、申請に係る農地が高速自動車道の出入り口からおおむね300m以内に位置する農地であるため、第3種農地に該当します。
事務局	資力及び信用：今般、違反転用があり、本来であれば農地の状態に是正してから農地転用をすることとされていますが、違反部分が住宅の一部であり、越境している部分を取り壊すことで、生活にも支障が出るものが懸念されることから、今回についてはやむを得ず、是正なしで追認許可として扱う事例となります。
事務局	申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性：工事等は発生しませんが、分筆の登記や杭の設置等、許可後、すぐに行い、遅滞なく行われると思われます。

事務局	計画面積の妥当性：必要最低限の面積を許可基準としており、越境している部分のみとなりますので、問題ないかと思われます。
事務局	周辺の農地等に係る営農条件や総合的利用への支 障の有無：隣接農地への営農条件や総合的な利用に支 障はないと思われます。
事務局	尚、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の 有無、行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み、 農地以外の土地の利用の見込み、宅地の造成のみを目 的とする場合にはその妥当性、一時転用である場合に はその妥当性、法令により義務付けられている行政庁 との協議の進捗状況については全て該当しません。以 上です。
議長	ありがとうございました。 ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行います。

議長

どうぞ。

瀬山委員

当時、母屋を建築した際に境界杭などの確認はしないものなのか。町の開発担当や固定資産税担当の現地確認ではどこまで見るのか。

事務局

土地の造成や住宅の建築をする際に一時的に杭を外したりすることがあり、建築後の現地確認の際に杭が復元されていない可能性もあるため、当時はそのような状態であったのかもしれない。申請者も境界杭の存在を把握していなかったと話しているため、やむを得ないと考える。

議長

質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、現地調査をしておりますので、その報告を第2班番場委員、お願いします。

番場委員

議案第25号について、調査報告をいたします。

番場委員 7月17日の農地調査会にて、申請地を調査してまいりました。現在の状態のまま、転用されるということもあり、周辺農地に発生する影響はなく、今回の事例については、やむを得ず、許可妥当と判断いたします。以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、議案第25号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について採決します。

議長 本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手 全員

議長 よって、議案第25号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、許可意見を付して埼玉県知事に進達することに決定しました。

議長 これにて、本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

議長 以上をもちまして、令和 7 年嵐山町農業委員会第 8 回総会を閉会します。

議長 お疲れ様でした。

上記会議のてん末に相違ないことを証するため、議長及び委員の署名をする。

議 長

杉田 哲

委 員

安藤 紀子

委 員

番場 邦男

委 員

金井 敏隆
